デイサービスリアクラ　運営規程

（事業の目的）

第１条　モレメンテ有限会社が開設するデイサービスリアクラ（以下「事業所」という。）が行う通所介護事業及び指定介護予防通所サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、基本チェックリストにより事業対象者と判定された高齢者または要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な通所介護及び指定介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定通所介護サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

２　指定介護予防通所サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

３　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①　名称　　デイサービスリアクラ

②　所在地　　豊田市本町本竜 27 番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

①　　管理者　１名（常勤兼務、介護職員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

②　　従業者

生活相談員　２名（常勤専従１名、常勤兼務１名）

看護職員　３名（非常勤専従１名、非常勤兼務２名）

介護職員　５名（常勤専従２名、常勤兼務２名、非常勤専従１名）

機能訓練指導員　７名（常勤専従１名、非常勤専従４名、非常勤兼務２名）

管理栄養士　３名（非常勤専従３名）

従業者は、指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

①　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、８月１３日から８月１５日及び　１２月３０日から１月３日までを除く。

②　営業時間　午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

③ サービス提供時間　１単位目　午前９時００分から午後１２時００分まで
２単位目　午後１時４０分から午後４時４０分まで

（指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの利用定員）
第６条　指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの利用定員は次のとおりとする。
①　１単位目　２２名
②　２単位目　２２名

（指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの内容及び利用料等）
第７条　指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額の額とする。指定介護予防通所サービスの場合、利用料の額は、豊田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に記載された額とし、当該指定介護予防通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額の額とする。
①　日常生活動作の機能訓練
②　健康チェック
③　送迎
④　個別機能訓練（介護給付）
⑤　口腔機能向上訓練（介護給付および総合事業）
⑥　栄養アセスメント（介護給付および総合事業）
⑦　栄養改善指導（介護給付および総合事業）

２　第１０条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護及び指定介護予防通所サービスに要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、１キロメートルあたり　100 円/日　徴収する。

３　日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

４　前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）
第８条　生活相談員等は、通所介護サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

（虐待の防止のための措置に関する事項）
第９条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。
（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を年１回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
（2）虐待の防止のための指針を整備する。
（3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を年１回定期的に実施する。
（4）上記（1）から（3）までを適切に実施するための担当者を置く。

（通常の事業の実施地域）

第１０条　通常の事業の実施地域は、前林・高岡・竜神・若園中学校区、大林・美山小学校区とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第１１条　生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

２　生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

①　気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

②　共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

③　時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

④　敷地内は禁煙とする。

（非常災害対策）

第１２条　事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（その他運営についての留意事項）

第１３条　事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①　採用時研修　採用後１カ月以内

②　継続研修　年１回

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はモレメンテ有限会社締役会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和７年８月１日から施行する。

この規程は、令和８年１月１日から施行する。

この規程は、令和８年２月１日から施行する。

この規程は、令和８年５月１日から施行する。